

市民の皆様一人ひとりが、
自由な意思で責任ある一票を投じましょう。



- 平成25年10月29日(火)任期満了に伴う桜川市長選挙と、欠員となつています桜川市議会議員補欠選挙を同時に執行いたします。
- 市民の皆様一人ひとりが、自由な意思で責任ある一票を投じましょう。
- 投票
・期日／10月13日(日)
・時間／7時～18時
・投票所／市内40か所
- 立候補受付
■告示日／10月6日(日)
■立候補受付
・期日／10月6日(日)
・時間／8時30分～17時
・場所／大和庁舎2階第5会議室
- 立候補予定者説明会
・期日／9月17日(火)
- 時間／13時30分～
・場所／大和庁舎2階第5会議室
- 選挙すべき人数
・市長選挙／1人
・市議会議員／2人
- 開票(即日開票、選挙会併催)
・期日／10月13日(日)
・時間／19時30分～(予定)
・場所／大和ふれあいセンター「シトラス」
- 投票のできる方
桜川市に住所を有する年齢満20歳(平成5年10月14日生まれまで)以上の日本国民で、平成25年10月5日現在の選挙人名簿に登録されている方、また、他の市町村から転入された場合は、平成25年7月5日までに転入届を行い、住民基

桜川市長選挙 桜川市議会議員補欠選挙 投票日10月13日(日)

- 本台帳に登録されている方
ただし、選挙人名簿に登録されている方も、投票日まで他の市町村に転出された方は投票ができません。
- 投票日当日または選挙期間中に投票ができない方
- ◆期日前投票制度
投票日に何らかの都合で投票できない方は、事前に期日前投票ができます。
- ・期間／10月7日(月)～12日(土)
・時間／8時30分～20時
・場所／市役所(大和・岩瀬・真壁の各庁舎)(※どこの庁舎でも投票できます。)
- ◆不在者投票制度
・期間／10月7日(月)～12日(土)
○病院や施設での不在者投票
県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等の施設に入所されている方は、その病院や施設等で投票することができますので、病院長や施設長に申し出てください。
- 他市町村での不在者投票
長期の出張や長期滞在等で選挙当日や期日前投票ができない方は、滞在先の市町村選挙管理委員会で投票ができますので、桜川市選挙管理委員会へ投票用紙を請求してください。
- 郵便等による不在者投票
身体障害者手帳・戦傷病者手帳または介護保険の被保険者証をお持ちの方で、一定の要件に該当する方は、自宅等で郵便投票をすることができます。この投票には「郵便投票証明書」が必要となりますので、お問い合わせください。
- なお、郵便投票の請求は10月9日(水)までに、本人が桜川市選挙管理委員会に請求してください。
- 投票所入場券
投票する際は、投票所入場券を持参してください。なお、入場券が届く前や紛失してしまった場合でも、選挙人本人であることが確認できれば、投票することができますので、係員に申し出てください。
- 選挙公報の発行
各候補者の政見などが書かれた選挙公報は、新聞折込にて配布いたしますが、新聞未購読の方やお手元に届かない場合は、各庁舎に置いてありますので請求してください。
- 問合先／桜川市選挙管理委員会(総務課内、☎581-5111・751-3111代表)